

日金協（業）第令 03-117 号

令和 3 年 9 月 24 日

消費者の皆さま

日本貸金業協会

東京都消費生活総合センターからの
無料特別相談「多重債務 110 番」に関する周知要請について

今般、東京都消費生活総合センターから、令和 3 年 9 月 29 日（水）・30 日（木）に実施する無料特別相談「多重債務 110 番」に関する周知要請がありましたので、お知らせいたします。

「多重債務 110 番」は、弁護士や司法書士を同センターに招き、債務問題にお困りの方の相談を受ける無料の特別相談会です。

下記のリンクより、東京くらし Web の「多重債務 110 番」の案内ページに移動することができます。

また、当協会ウェブサイトの TOP ページ（右下）に、「多重債務 110 番」のバナーを設置しましたので、あわせてお知らせいたします。

以上

[関連ページ] 東京都くらし WEB

・[お知らせ 無料特別相談「多重債務 110 番」を実施します！](#)